

### 第3回定例委員会会議録

- 委員長 ) 日程第1 開会宣言
- 委員長 ) 日程第2 会議成立の宣言
- 委員長 ) 日程第3 会議録署名委員の指名(浅井委員)
- 委員長 ) それでは、日程第4の審議に入ります。

第5号議案「平成25年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択協議会委員の委嘱又は任命について」ですが、これは第6号議案「平成26年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針(案)について」とも関連する内容ですので、一括で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、第5号議案と第6号議案を一括して審議します。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員) 本年度は基本的に採択替えがない年度ですから、この案自体について、委員の案については、本年度はこれでいいと思うのですが、バランス的に保護者代表が1名だけ、PTAから副会長が1名という形がどうなのかなと気になりました。

条例を見てみると10人以内ということなので、まだ委員を増やせる余地はあると思います。例えば、学校長は中学校と小学校とそれぞれ入っているということなので、やはり保護者代表も小・中を入れたほうがいいのではないかと思いますし、昨今、できるだけ外部に開かれた学校ということが言われている

ので、そういう点からもP T Aが、例えば小学校と中学校と、それぞれ1名ずつ出して2名にするとか、そういうふうに工夫したほうがいいのではないかと思います。

本年度は結構ですけれども、次年度以降、その点を検討していただければと思います。意見でございます。

学校教育課長) わかりました。

委員長) 私も同じことを実は申し上げようと思ったのですが、26年度は今度小学校の採択替えが行われるので、やはり人数的に保護者の人数、そして学識経験者とか、あとは市民公募という手もあるかと思います。昨年度の議事録を拝見いたしましたら、ちょうど第1回目が目黒先生と保護者代表の方が御欠席だったんですね。そうするとほとんど、行政の中での会議が進められるという現状がございましたので、やはりそういうときのためにも委員の方の数を増やしておいたほうがいいのではないかと思います。

学校教育課長) わかりました。ありがとうございます。

委員長) 今回はこれで私も異議はございません。

学校教育課長) はい、ありがとうございます。

委員長) よろしいでしょうか。あと第6号議案のほうですが、木村委員もおっしゃっておられましたが、やはり年々開かれた採択ということが言われていますので、来年度の採択替えについては基本方針の中に「開かれた採択」という項目があってもいいのかなと思います。

具体的には、例えば教科書展示会で見本を教員または保護者の方に広く見ていただいて御意見がいただけるような、そのよ

うな内容がこの中にあってもいいかと思いました。

今年度については、教科用図書は採択替えをしないということで、一般図書の採択は行われますが、この部分については、特別支援の学級生徒の実態が変わるためとありますけども、そうすると、専門員についてはそのところを網羅できるような先生たちが入るということでよろしいでしょうか。

学校教育課長) そのとおりでございます。各障がい種別から必ず1名ずつ委員が出てくる構成になっております。

委員長) 何名ぐらい予定されているのでしょうか。

学校教育課長) 大体5名程度ということになると思います。専門員は校長または教頭から1名、それから教諭から5名以下ということになっております。

委員長) ありがとうございます。

浅井委員) 専門員会が先に適切な図書を選んで、その後、協議会が行われるということですか。

学校教育課長) 協議会があって、そこから専門員に対して調査をお願いする形になります。調査委員のほうで協議をした結果を第2回の採択協議会の中で報告するという形になります。

浅井委員) では、1回目の協議会でその図書が選ばれて、その中の一部を調査するわけですか、全部を調査するのですか。

学校教育課長) ここにある平成26年度の一般図書一覧というのが、まずひとつの基本になると思います。この中に掲載されている図書から採択をしますので、その中のどれを選べばいいのかということ専門員の方に調査をお願いするという形になります。

木村委員) ちなみに、この一般図書というのは大体どのぐらいの図書

数が載っているのですか。

学校教育課長) 国のほうで定めるのは、330冊ぐらいあります。それ以外に、例年ですとその中で県のほうで独自に、約半数ぐらいに絞ったもの、県としてふさわしいのではないかというものを選定しておりますので、そのあたりが協議をする上でのひとつの基準になるかなと思います。

木村委員) はい、わかりました。

教育長) 最終的にはこの教育委員会で決定することになります。プロセスはありますが、この場で見てもらうというのは非常に時間的問題がありますから、委員の皆さんは来られた折にあらかじめ見ていただいて、最終決定を教育委員会ですると、こういうようなことになります。

委員長) そうすると、この協議会のメンバーの方にも見ていただける機会はあるということですね。

学校教育課長) 第2回の専門員からの提案のときには、見本の本を、全部御用意は難しいんですけども、協議会の委員にも見ていただくことになりまして、当然この教育委員会でも見ていただくということになります。

木村委員) 1点よろしいですか。この調査研究専門員会のほうがまず選んでその理由をつけて協議会に報告をし、それを協議会で決めて教育委員会に回ってくるという形ですけども、この理由を付した、その意見書というようなものですね。これは議事録に添付されたりして、一般市民の方も見られるような形になるのでしょうか。

学校教育課長) 公表はできますので、結果として冊子にして出ております

ので、お見せすることは可能です。ただ量も多いので、インターネット上などでアップできるかどうかについては検討させていただきます。

木村委員) どういうプロセスでどう選ばれたのかというのが見えないといろいろ不信感を招く可能性もありますから。そういう点も次年度以降、検討していただいたらいいかなと思います。

委員長) よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって第5号議案と第6号議案は可決されました。

〈第5号議案、第6号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

続いて、日程第5、専決報告第8号「平成25年度芦屋市青少年育成愛護委員の委嘱について」を議題といたします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員) これは特に定員とかそういうものはないということですね。

青少年愛護センター所長) 定員はございません。先日、5月31日、委嘱式を行ったところですが、来年は200人以上を目指そうということで委嘱式を終えたところでございます。

委員長) ほか、いかがでしょうか。

浅井委員) 班によって人数に大分違いがございますけれども、それはその地域の広さだとか、そういうことにかかわりあるのでしょうか。

青少年愛護センター所長) 小学校からの推薦の数にも若干ばらつきがございます、一番多いところで潮見小学校で9名、あとはおおむね6名程度ということになっております。中学校からの推薦がそれぞれ小学校区単位ごとになっておりまして、精道中学校は9名の推薦、山手中学校は7名の推薦、潮見中学校は6名の推薦ということになっております。あとは愛護協会からの推薦人の方の数にばらつきがございます。愛護協会の方はそれぞれPTA等から選ばれた方のOBということで、趣旨に賛同していただける方の数に毎年度若干ばらつきがございますので、そのあたりで違いが生じてきているということがございます。

浅井委員) はい。

委員長) あと、いかがでしょうか。

毎回、愛護便りとか班ニュースとか配っていただいておりますが、本当に市内の至るところに行かれて通学路の点検ですとか子供たちの見守りをさせていただいて大変ありがたいと思っております。小学校、中学校から推薦を受けられた方がこの協会員になられているということも、素晴らしいことだなと思えます。年々今、人数がふえているという御説明を受けましたが、その活動費が出ているように思うんですけども、その辺は予算的には問題がないのでしょうか。

青少年愛護センター所長) 今のところ問題はないと考えております。一度出ていただいたら600円という形で謝礼をお渡ししておりますので、そ

の活動に応じて費用は生じるということにはなっております。

小石委員) 活動計画みたいなものは出されるのですか。

青少年愛護センター所長) 特に計画とまではなっておりませんが、月に2回程度は街頭巡視のお願いをしておりますし、その他市内の合同パトロールとか、表阪神3市、西宮と尼崎と芦屋ですけれども、3市合同パトロールですとか、そういうのは毎年行っているところがございます。

小石委員) その各班独自の活動みたいなものもあるんですか。

青少年愛護センター所長) はい。各班、毎月班集会をしていただいておりますので、その中でセンターの職員も行かせていただいて、一緒に計画といたしますか、話をさせていただきながら活動しているということでございます。

浅井委員) トライやるの様子なんかも見守ったりとかされていますか。

青少年愛護センター所長) ちょっとそこまで具体的には聞いておりませんが、去年の活動報告の中には出ておりませんが、そういうこともあるかとは思っております。

浅井委員) 多分少し遠くで見守る形でされているんじゃないかなと聞いたことがあるんですけども。

小石委員) その下校時の見守りというのはどのような形でやられているのでしょうか。下校時の見守りはやられていますか。

浅井委員) ありますね。

青少年愛護センター所長) 登下校が、やはり中心になります。

小石委員) 登校は大体同じ時間ですが、下校は、ずれませんか。

青少年愛護センター所長) ずれると思いますけれども、活動は月2回程度はお願いしているということですので、全部が全部できているということ

はありませんけれども、その辺は職員とか教育委員会、シルバー人材センターに委託しております子供見守りパトロールも含めてさせていただいておりますということになっているんだと思います。

委員長 ) よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

続いて日程第6の審議に入ります。報告第1号「芦屋市立中学校の給食業務の運営について」を議題といたします。提案説明を求めます。

学校教育部長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

学校教育課長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長 ) 説明が終わりました。

先ほどの運営形態について、そしてその民間委託を導入する根拠などについてお話しいただきましたが、質疑をお願いいたします。

浅井委員 ) 3ページ目のところに出てきております言葉の意味なんです、共同調理場方式というところ、少し説明いただけますか。

学校教育課長 ) これはセンター方式と理解していただいたら結構です。

浅井委員 ) わかりました。



委員長 )       ほかはいかがでしょうか。

小石委員 )       食材の発注などで、前に聞いたときは、芦屋市そのものは地産地消が難しい土地柄ですが、例えば兵庫県内産とか、何かそういうようなウエートのかけ方みたいなのはあるのかどうか。それがこういう委託方式になった場合にどうなるかというのは、そのあたりの見通しはどうなんでしょうね。

学校教育課長 )       兵庫県の食育センターというのがありまして、そこで取り扱うものについては地元産のものが中心で取り扱っておりますので、そこを積極的に利用しておりますけれども、芦屋の場合で言いますと、地産地消というのは兵庫県産のものを使うことで地産地消というふうに呼んでおります。ですから、どこのものを使うのかということについて、例えば安ければいいというものではないと思います。安全・安心なものということで考えたときに、これについては民間委託の実施については物資の購入を民間に委託することを禁じてはいませんけれども、芦屋市としては、やはり物資の調達については市が責任を持って行うべきだというふうに考えております。

木村委員 )       民間委託にする場合に、何年契約ということを大体想定されているんでしょうか。

学校教育課長 )       尼崎市の場合は一応最初3年というところからスタートし、そして今は5年でやっております。それで、芦屋特別支援学校の場合は1年ごとに競争入札ということをやっております。芦屋の場合はどれが一番ふさわしいのかということについては、まだ事務局の中でしっかりと議論はしておりませんが、まず潮見中学校で始まって、そのあと次が始まるのに3年あります。

ですから3年というのは1つの区切りになるのかもしれませんが。  
ただしそこについてはまだ詰めておりません。

木村委員) 毎年やるとプロポーザルでやる場合には審査するほうも大変だと思いますけれども、余り長く期間を設定すると、多分どんどん業者は手抜きをしていくということで、グレードが落ちていくということがありますから、そのあたりを非常に神経を使って何年ごとにするのがいいのかというところで設定をすべきだと思いますね。だから駆け出しは3年にするのか2年にするのかぐらいの感じで検討したほうがいいのかなと思います。

委員長) それについて何かございますか。

浅井委員) ここに民間委託のメリットが4点挙げられておりますけれども、この1つ目の経費の削減、2つ目の労務管理の軽減、これは大変メリットの中でも大きいものと考えます。また、デメリットは、では逆にどういう点であるのかということも少しきっちりと考えていかなければと思うんですが、デメリットとしてはどうでしょうか。

学校教育課長) それをデメリットと呼べるかどうかわからないんですけれども、調理員の方はやはり変わります。1年間ずっと同じところで勤務される方もいらっしゃいますし、中で変わるところもあります。やはり変わったそのときというのは不慣れな部分というのは当然出てきますので、慣れるまでに時間がかかったりという点はあるかなと思います。

浅井委員) 芦屋らしい給食を実現するというところでいろいろ協議して自校方式を採択したわけですがけれども、やはりその理念も忘れないようにしなければなりませんね。今おっしゃったように

調理員の方の異動が多すぎたり……。それからやっぱり働く側の意識というのがこの場合重要なんでしょうね。やはり生徒とのコミュニケーションのとり方は、働く方の意識次第かなとも思います。だからただ会社に雇われて働いておられるということじゃなくて、この学校の給食をつくっているというふうに、もしお考えいただけるなら、これは直営とそんなに変わることはないと思います。顔が見える、見えないという意味では自校でつくっている場合は見えますね。ですからその、配膳のときなんかにも触れ合いもあるし、コミュニケーションもとれると思いますし、そのあたりをできるだけ調理員の方々におわかりいただけたらと思います。

学校教育課長) やはりそういうところを、仕様書でしっかりうたうことが必要であると思います。例えばプロポーザル方式であっても、その会社が、例えばどういうふうな人材を確保しているのかとか、それからその調理員に当たる方々にどういう研修とか教育をしてきたのかというようなことも非常に大事になるかと思えます。それから、やはり学校に入っただくということと言いますと、やはり学校の教育活動の1つに加わるわけですから、そういった自覚を持った方を、学校の中には入れていかないといいません。そういったところを仕様書と、それからプロポーザルの中でしっかりと見きわめていく必要があるかと思えます。

委員長) 先ほど部長のほうから内部プロジェクトチームで4月から動いていただいているという御説明がございましたが、視察を3回していただいたということと、それ以外に3回会議をしていただいたということなんですが、その具体的な内容について、

特にその視察について行かれてどうだったのかということをお教えさせていただきたいと思います。私たちも、実は浅井委員と2人で特別支援学校に行かせていただいたんですが、先ほど内容のことも出ていたように思いますが、その辺、もう少し御報告いただければありがたいと思います。

学校教育課長) 芦屋特別支援学校の給食については、これは競争入札でやっております、毎年業者が変わっているんですね。業者が変わる中でも、実は調理に携わっている方というのは同じ方が来ているケースがあるということです。ですから、そのあたり、うまく回っているのかなというところと、それから逆に言えば、やっぱり独自で確保している方、いわゆる正規の方が少ないのかなというようなことも一つ思いました。ただ、芦屋特別支援学校の給食は非常にいい給食だったなど、食べてみて非常にいいものが提供されていたなというふうに感じております。

尼崎市の場合は、もともとは直営からスタートはしているのですけれども、退職者が出た後に補充をしないで、そこに民間を入れていくというスタンスでしてございまして、今、44校あるうち28校までが委託のほうに移行してきているということでございます。委託するに当たっては、やはり一番はそこに給食の施設をもっと充実させて、給食の中身も充実させようという狙いも入っております、ですから委託に切りかえると同時に新しい設備も投入し、そして給食の質も向上させようとしています。そして委託にしたところでは必ず栄養士が入っているという体制が整っておりますので、体制的には非常に整ってきているのではないかなと思っております。ただ、芦屋の給食と

比べると、まだ芦屋のほうがよかったかなというのは正直ありました。

小石委員) 要するに献立を考えて食材を出して、これをこういうふう  
に料理してくださいとお願いをして、業者はそれを料理して出  
すということですね。

学校教育課長) そうです。

小石委員) そうすると、差がつくとしたら、料理の仕方がすごく問題  
ということになるのですか。

学校教育課長) こういう形で作ってくださいという作業の仕様を出しま  
すので、余りそこについては、差は出ないのかなと思っており  
ます。

木村委員) 基本的なことなのかもしれないですけど、競争入札の場合  
とプロポーザルの選定の仕方の場合について教えてください。  
どちらもこちらのほうで仕様書をつくるのはつくるんですね。  
プロポーザルの場合は、それに基づいてさらに業者のほうから  
いろいろと提案をしてもらうという形で、競争入札の場合には  
その仕様書どおりやるという前提で金額が幾らかという形で決  
めるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

学校教育課長) そのとおりでございます。

木村委員) そうすると、スタートのときには、こちらの仕様書もある  
意味、慣れていない部分もあるということで、そういう意味で  
は経験を積まないといけない部分もあるかと思えます。

だから、ある程度慣れてきて、仕様書がかなり細かいところ  
まで詰めてこられると、競争入札ということも考え得るかもし  
れませんが、慣れていない段階で競争入札にすると、変など

ころで失敗したりというような可能性も出てくるということでしょうか。

学校教育課長) 最初、スタートの時点では、例えば特別支援学校もそうですけれども、余り差は出ないのかもしれないですけれども、長い目で見たときに、やはり値段というのは年々落ちていくということになると聞いております。尼崎市も視察で伺ったときに言っておられたのは、やはり競争入札にすると金額が落ちていくと。それで結局何が落ちるかという、人件費の部分が落ちるということです。そうすると、やはりパートの人の割合が多くなったり、それからやはり教育、研修をしっかり受けてない人が来たりということで、やはりこれは質を確保するのは難しくなるだろうというふうに言われておりますので、長い目で見たときには、やはりプロポーザル方式がいいのではないかなということ、今、内部では協議をしている最中でございます。

委員長) この間、特別支援学校に行かせていただいたときに、実際に栄養士の先生と調理員の方が配置する様子も見せていただいたのですが、思ったのは、様子を見ていて突発的に調理員に、こういうふうにしてほしいと思ったことを伝えられないですよ。伝えると偽装請負になってしまうということから、その部分で不便はないのかなというのはひとつ思いました。ただ、直接伝えられないけども、管理栄養士を通しては伝えられるとは聞いたのですが、そのプロセスを通すことによって、きめ細かい給食という観点から、その点はどうなのかなということも思ったんですけれども、この点はいかがでしょうか。

学校教育課長) 結局、中に入って実際にその中で指示できるのは栄養士し

かないんですね。ですから、その方が中で、それも中の行程をやはりしっかり見ていくということは必要かなと思います。実際にアレルギーの食品をつくる場合でも、それがやはりきちっとつくられているかどうかとか、それから、例えばそれがほかのものと混入しないような配慮ができていくかどうかであるとか、そしてそれが間違いなく子供たちに届くようになっているのかとか。やはり栄養士の方が確認をしないといけないことというのは中でたくさんあるかと思いますが。ですから、栄養士がそのでき上がりだけをピンポイントで見るわけではございませんので、その過程をずっと観察する中で、いわゆる向こうの業務責任者と連絡をその都度取り合えるのではないかと考えております。

委員長 )       あと、アレルギー対応も見せていただいたんですけども、かなり細かいところまでしていただけているようですが、もしもそのアレルギーについて事故が起きた場合とかの責任の所在はどうなるのでしょうか。

学校教育課長)       一応給食についての責任は、市がやはり責任を持って業者を指導したり、それからその後の事後処理については責任を持って行うということになります。

委員長 )       いかがでしょうか。

浅井委員 )       今、委員長がおっしゃったところですが、やっぱり食品衛生上の急を要する場合というのはありますね。学校側の栄養士がすぐに指示はしたいけれども無理というときに、直接調理員に指示はできないけれどもというときに、何か特例みたいなことはあるのでしょうか。

学校教育課長) 今、言えることは、例えば食中毒であるとか、異物の混入であるとか、そういった事態に遭った場合、すぐに、例えば調査等をしないとイケないような緊急事態においては、やはり例外というものは設けられていると思いますけれども、ただ、それについてもう少し、このあたりについてはどこまでできるのかということについての研究は必要かと思います。

浅井委員) 芦屋の特別支援学校ですけれども、試食をさせていただきまして、学校側の栄養士、そして調理員の中でお一人栄養士がおられるということで、2人でアレルギー対応なんかも割にきめ細かくはできるのではないかなと、そのあたりは、アレルギーの対応に関しては安心できるのではないかという印象を持ちました。

木村委員) この委託の場合の業者のほうで用意をされる管理栄養士ですけれども、これは常に調理の現場にいらっしゃるという形になるのでしょうか。

学校教育課長) それは常にいらっしゃるということでございます。つまり、経験何年以上というような形のいろんな条件が入ってきますので、その中で言うと、一番ベテランの方ということになります。ただ、尼崎市で聞いたときには、やはり交代もあるとのことですので。例えば新しいところへ移るといようなことはあるとは聞いております。

木村委員) その場でいつでもいらっしゃるわけですから、何か要望があったらその人に言えばいいということなんですね。

学校教育課長) そういうことになります。

委員長) いかがでしょうか。よろしいですか。



以前の会議の中で直営のよさということが幾つか挙げられたと思うのですが、その中で、先ほど浅井委員が言われていました調理員と子供の距離が近いというところについては、前回見せていただいて挨拶はしていただいていると思いましたが、出てきて何かお話しなさる場面は見ていないのですけれども、芦屋でもし委託でされるときには、やはり調理員との関係、コミュニケーションのとり方、そしてやはり自分たちも教育の一環として調理をしているという、そういう意識を持つてできるような形が望ましいと思います。

あと食育のことに関しても、小学校では結構調理員が出てこられて食育の授業に携わっているということもお聞きしたのですが、その辺も仕様書では可能になることなんでしょうか。

学校教育課長) 実際には授業に参加するという事は難しいとお考えいただいたらいいかと思うんです。仕様書でそれは設けられるかどうかについては、検討はいたしますけれども、通常はやはり配膳とか下膳のときのコミュニケーション、それから尼崎の場合は、例えば小学校1年生に対してですけども、教室まで行って御飯を配膳する作業を委託の業者の方がやっておられる。ですから、1年生に関してはそういうような活動も盛り込むことは可能ではあると考えております。

委員長) その辺は中学生だから状況は違うとは思いますが。

学校教育部長) それぞれの発達段階に応じてということもありますので。

委員長) ええ。でも、コミュニケーションを交わすということとはとても大事なことで、やっぱりそこは芦屋らしさの給食ということの1つに入っていると思いますので、大事にしていきたいと

思っております。

木村委員) そのコミュニケーションについてですが、例えば生徒のほうから調理員に対して何か手紙というか、文書で何かお礼とか、感想を寄せると。それに対して調理員が、全部に対しては無理かもしれませんが、その都度何か返信のようなメッセージを出すとか、そういった形の仕様書をつくるのは可能でしょうか。要は挨拶とか日常的なコミュニケーションを交わしなさいと言ってもなかなか検証ができないので、何か形でそういうものをつくらないと難しいかなと思いましたが。

学校教育課長) 検討課題ということでさせていただきますでしょうか。

木村委員) はい、わかりました。

委員長) では、よろしいでしょうか。

それでは、今回は運営形態について共通認識を持った上で次の段階に進むというところで皆さんにお諮りしたいと思います。

本市の中学校給食、自校方式で実施するに当たりまして、調理業務は民間委託とする方向で準備を進めるというところですが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

それでは、御異議なしと認め、今後、民間委託する方向で準備を進めていただきたいと思います。幾つか条件が出ておりましたので、その辺も考え合わせて、またお進めいただければありがたいと思います。

それでは、報告第1号は以上のように承認されました。

〈報告第1号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 日程第7 閉会宣言